

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月31日（火）午後2時00分から午後2時28分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	吉永安圭美
	3番	平野英明
	4番	橋本一郎
	5番	萩本一浩
	6番	中村和人
	7番	深田 智
	8番	高野康喜
	10番	有馬日夫
	11番	門田静子
	12番	森本 健
	14番	松本秀昭
	15番	木村秀子
職務代理者	16番	本田友治
	18番	倉井正治
	19番	吉田寛実

4. 欠席委員（3人）

職務代理者	9番	内田孝光
	13番	中野敏憲
	17番	松田林一

5. 出席推進委員（26人）

吉田和功
本田あゆ子
福島正一
齊藤光幸
中西千代志
鞍本敏男
吉川美津治
光永信一
林田孝介
矢鉾次義
山崎嘉智
石田雄一
鶴山正行
高木 淳
瀬本浩和

宮本光治郎
福本啓治
高橋 豊
上原 誠
福間定一
藤山利秋
上村正弘
上村武敏
寺本和男
黒田浩一郎
岩村広人

6. 議事日程

- 第1 議案第58号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第59号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第60号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第61号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第5 議案第62号 農地中間管理事業法第19条の2【農用地利用集積計画一括方式】について
- 第6 議案第63号 非農地証明願について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。
それでは、今回も新型コロナウイルス感染拡大防止を講じるために、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。
御発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で着座にて発言していただきます。
総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。
以上、委員の皆様方には大変御不便をおかけしますが、御理解と御協力をお願いいたします。
それでは、ただ今から1月の総会を開会したいと思います。
本日は、金剛の内田委員、泉町の松田委員、そして、東陽町の中野委員からは欠席の連絡が入っております。
本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしく願いいたします。

議長

皆さん、今年最初の1月総会となります。

遅ればせながら、新年明けましておめでとうございます。
皆さんにおかれましては、今年1年、良き1年となりますよう願っております。
それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆さんの御協力を、よろしく
お願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

3番 平野英明委員、4番 橋本一郎委員にお願い致します。

議 長

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしく申し上げます。

議案第58号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお
願いします。

事務局

議案第58号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ペー
ジのとおり、付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が3件ありました。

地目は、田、2,735平方メートル、畑、2,763平方メートル、計5,498
平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載のとおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たし
ていると考えます。御審議方よろしく願いいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明
をお願いします。

1番、龍峯。

推進委員

龍峯担当の光永です。1番について説明します。

28日、森本委員と譲受人の方の所に行って、申請地を確認してきました。本案件
は、譲渡人は農業はやっておられず、同級生であるということで、譲受人の方に相談
されて、申請となりました。譲受人は、稲作のほかに、ブロッコリーを3町程生産さ
れていて問題ないと思います。審議方よろしく申し上げます。

議 長

2番、鏡。

16番

鏡町の本田です。申請番号2番について説明致します。

申請地は、鏡町〇〇△△△番△と△△△△番△です。譲渡人は、高齢で耕作をし
ていません。そのため、隣接地である譲受人に、土地の取得をお願い致しました。譲
受人は、い草・稲作を栽培する専業農家です。規模拡大にもなると思います。御審議
の程よろしくお願い致します。

議 長

3番、泉。

推進委員

泉地区推進委員の岩村です。3番の案件について説明致します。

現地は、釈迦院の麓に位置する〇〇地区というところになります。

今回の案件は、譲渡人が高齢であり、規模を縮小したいということと、逆に譲受人
がまだ若く規模拡大を図る、お互いの利害が一致するという案件でございますので、
何ら問題ないかと考えます。御審議方よろしくお願い致します。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ、挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数ということで受けることといたします。よって、申請を許可致します。

議 長 議案第59号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第59号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書2ページのとおり付議いたします。

今月の申請は1件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

また、無断転用であることから、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、現在まで周辺農地に悪影響を及ぼしていないことなどから、許可は可能と判断いたしました。それでは御審議方よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、宮地。

推進委員 林田です。先日、有馬さんと一緒に確認に行きましたところ、別に取り立てて不許可にすべき理由は見当たらず、許可しても何ら差し支えはないと思ひ、現地を見て来ました。

以上のとおりですので、審議方よろしく申し上げます。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで認めることといたします。よって、申請を許可致します。

議 長 議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書3ページから

7 ページのとおり付議致します。

今月の申請は、所有権移転が 11 件、使用貸借権が 1 件、合計 12 件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1 番から、4 ページ 3 番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第 3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

4 ページをお願いします。

次に、4 番の案件は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第 2 種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。

5 ページをお願いします。

次に、5 番から、6 ページ 10 番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第 3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

7 ページをお願いします。

次に、11 番の案件は、千丁支所から概ね 300 メートル以内の区域にある農地のため、第 3 種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、12 番の案件は、農業公共投資の対象となっていない 10 ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第 2 種農地に区分されます。無断転用により土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

なお、無断転用であったため追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから全ての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは、御審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、八千把。

推進委員

八千把担当の中面です。申請番号 1 番から 5 番について説明します。

1 番と 2 番は、隣接した農地なので、一緒に説明します。

申請地は、古閑中町の区画整理区域内、〇〇〇〇〇より〇へ△△△メートル行ったところで、現況はアパート建築中で、農地転用の許可は済んでいて、地目が農地のまま残るので、所有権移転のため、今回の申請になりました。何ら問題はないと思います。

3 番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇八代店より〇へ△△△メートル行ったところで、現況は〇〇〇〇〇の造成地で、ここを 4 区画の分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

4 番、申請地は、古閑浜町の〇〇株式会社より〇へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況は荒れ地状態の農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。

5 番、申請地は、田中北町の田中西児童公園より〇へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況は荒れ地状態の農地で、ここを 5 区画の宅地分譲地にしたいといった申請になります。何ら問題はないと思います。審議、お願いします。

議 長

6 番、太田郷。

推進委員	<p>代陽・太田郷地区担当、吉川です。</p> <p>申請番号6番、7番については同じ地区ですので続けて説明致します。</p> <p>1月27日、有馬委員と現地を確認致しました。まず、6番の説明です。</p> <p>申請地は、井上町の515平方メートルの2筆、○側△△メートル付近に○○○○○○支所、○側△△メートル付近に八代第二中学校、○側△メートルにJR鹿児島本線です。東側に遊休農地が隣接しております。周囲はアパートと家屋に囲まれており、譲渡人は、八代市本町と熊本市の2名、譲受人は、○○町の建築不動産会社です。</p> <p>当該地は、教育施設、公共施設、商業施設、金融関係が徒歩圏内にあり、交通アクセスもよく、住宅建築の希望者が多く、人気が高いので申請地について売買契約を締結し、宅地建築用地として事業を遂行したく申請致します。</p> <p>申請番号7番、申請地は井上町の377平方メートル、○側△メートル付近にJR鹿児島本線、○側△△メートル付近に○○○○○○○○集荷場、○側に道路を挟み、○メートル付近に○○○○保育園、周囲に農地はありません。</p> <p>貸人は井上町の女性、借人は大村町にお住まいの2名、事業計画は、現在、アパートが手狭となったため、祖母が所有している土地を借り受け、個人住宅建築を行う申請です。</p> <p>以上、2つの案件、問題はないと思います。御審議方、よろしく申し上げます。</p>
議 長	8番、麦島。
推進委員	<p>植柳・麦島地区担当の矢鉾です。申請番号8番・9番、続けて説明します。</p> <p>先日、28日、吉田委員さんと現地確認致しました。申請地の転用目的は、個人住宅を建築したいということです。申請地は、住宅や道路に囲まれていて周辺への影響はないと思われます。</p> <p>続いて、9番です。申請地の転用目的は、個人住宅を建設したいということです。令和2年7月豪雨で○○され、現在は市内の貸家で仮住まいをされているということです。</p> <p>申請地は、用途地区内の閑静な住宅街にあり、住宅や道路に囲まれていて周辺農地への影響はないと思われます。御審議方よろしく申し上げます。</p>
議 長	10番、高田。
推進委員	<p>高田担当、山崎です。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>1月25日、高野委員と現地視察へ行ってまいりました。場所は、高田小学校から約△△△メートル程、球磨川の方に行った場所になります。周辺は、住宅地がほとんどです。高野委員さんの自宅から○○○のところにあります。住宅地は、○○○○○○○○○○という不動産会社が、ここを買い上げて分譲住宅にするということでした。周辺も宅地の状態でございますので、検討の方よろしくお願い致します。</p>
議 長	11番、千丁。
推進委員	<p>千丁の高橋です。場所は、市役所千丁支所から○に△△△メートル行ったところです。譲受人は設備会社の○○であり、駐車場が不足しており、譲受人が、その土地を整備し、その会社に貸したいということで、何も問題はないと思いますので、よろしく審議をお願いいたします。</p>
議 長	12番、泉。

推進委員	<p>泉地区の岩村です。現地は、国道443号線沿いの泉町下岳〇〇〇地区にあります。〇〇〇〇〇〇センターから△△△メートル程上流にあたります。</p> <p>申請者は、叔父と姪という関係でございまして、転用事由にありますように、既に昭和33年頃に宅地として利用しているという状況でございます。無断転用の始末書が出されており、何ら問題はないと考えます。御審議方よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。</p>
議 長	<p>議案第61号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第61号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画を、議案書8ページから20ページのとおり付議致します。</p> <p>今月は、貸借権設定が19件、面積は11万9,089平方メートル、所有権移転が6件、面積は3万4,774平方メートルです。</p> <p>これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、この基盤強化法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。</p> <p>来月、2月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、2月9日木曜日と、10日金曜日を予定しています。</p> <p>現時点で関係する地区は、高小原町、川田町西の予定です。地区の担当委員さんには、農業公社との調整ができ次第、日時を御連絡しますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案とおり決定することといたします。</p>
議 長	<p>議案第62号、農用地利用集積計画の一括方式について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第62号、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、議案書21ページから24ページのとおり付議いたします。</p> <p>今月の農地利用集積計画は、貸借権設定が8件で、面積は4万1,423平方メートルです。</p> <p>これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。</p>

議案第62号の説明につきましては以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありました。皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することといたします。

議長

議案第63号、非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第63号、非農地証明願について、議案書25ページのとおり、付議します。今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

1番の案件は、山林であることの証明願です。申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が田であることが判明しました。現地は、山林原野化して山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和5年1月17日に、二見地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

2番の案件は、山林であることの証明願です。申請地は、以前より山林でしたが、今般、地目が田畑であることが判明しました。現地は、山林原野化して山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、令和5年1月16日に、東陽地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。御審議をお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、二見。

推進委員

二見担当の瀬本です。1番について説明します。

先程、事務局のほうから説明がありまして、1月17日に、平野農業委員、事務局職員と共に、現地調査を行った結果、現地は山林の様相を呈しており、非農地として何ら問題がないと思われまして、御審議方よろしく申し上げます。

議長

2番、東陽。

推進委員

東陽担当の黒田です。2番について説明します。

事務局から説明がありまして、1月16日に、中野農業委員と事務局職員と現地の方を確認しました。現地は、山林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題がないと思われまして、御審議の方よろしく申し上げます。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定致します。

議 長 本日予定の議案は全て終了しました。
今月は、地目変更届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の届出がありましたので報告します。
これをもちまして、1月の八代市農業委員会を閉会いたします。
皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和5年1月31日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____